

平成 24 年 12 月 12 日

受益者の皆様へ

プラザアセットマネジメント株式会社

証券投資信託「日本株ヘッジファンド・オープン」の繰上償還の書面決議に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は弊社の証券投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ではこの度、弊社証券投資信託「日本株ヘッジファンド・オープン」(以下「当ファンド」といいます。)を下記の通り信託期間を繰り上げて償還いたしたく、法令の定めに基づき、書面決議の手続きについてご通知申し上げます。

つきましては、お手数ですが本書をご覧のうえ、議決権を行使していただきたく、宜しくお願い申し上げます。

なお、この繰上償還にご異議のない場合は、何のお手続きも必要ございません。

謹白

記

1. 書面による決議の日

平成 24 年 12 月 27 日

2. 繰上償還の予定日および理由

繰上償還予定日 平成 25 年 2 月 7 日(木)

繰上償還の理由

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるプラザ・日本株マーケットニュートラル・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象としています。

当該マザーファンドの受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定めた当ファンド以外の複数の証券投資信託がその信託を終了させることとなり、運用資産が大幅に減少し、マザーファンドの商品性を維持することが困難になりました。

このため、当ファンドの商品性を維持することが困難となりましたことから、信託約款の規定に基づき、信託期間を繰り上げて償還することをご提案申し上げます。

3. 議決権の取扱いと書面決議の方法

平成 24 年 12 月 11 日現在の受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができます。

書面決議は議決権を行することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、行使期限に最も近いものを有効な議決権行使として取扱います。

賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の表示があるものとして取扱います。

受益者が議決権を行しないときは、信託約款の規定に基づき、賛成するものとみなします。

4. 議決権の行使の方法及び期限

受益者様は、「議決権行使書」に必要事項をご記入のうえ、下記宛にご郵送ください。

なお、この繰上償還にご異議のない場合は、何のお手続きも必要ございません。お手続きをされなかった場合あるいは下記の議決権行使の期限までに必要書類が弊社に到着しなかった場合には、上記3.の のとおり、書面決議について賛成するものとみなします。

郵送先 〒106-0031 東京都港区西麻布三丁目 21 番 20 号
プラザアセットマネジメント株式会社 運用管理部宛

議決権行使の期限：平成 24 年 12 月 26 日（委託会社到着分まで有効）

5. 受益権の買取請求の手続きについて

本件の繰上償還が可決された場合、書面決議において本件の繰上償還に反対した受益者様は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を公正な価格で当該受益権に係る信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

なお、買取請求は任意であり、買取請求による換金を強制されるものではありません。通常の一部解約請求の方法により換金することも可能です。

買取請求期間 : 平成 25 年 1 月 10 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

お 申 込 場 所 : お取引の販売会社の窓口

買 取 価 格 : 受託会社が必要書類を受理した日の解約価額になります。

なお、解約価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

そ の 他 費 用 : 受託会社から受益者様のご指定の銀行口座に買取代金を振込む際の振込手数料等は受益者様の負担となり、買取代金から差し引いてお振込みします。なお、手続きの関係上、通常の一部解約により換金する場合よりお支払いまでにお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

買取請求に関する詳細は、該当する受益者の方へ直接ご案内申し上げる予定です。

以上

【 このお知らせに関するお問合せ先 】

プラザアセットマネジメント株式会社

運用管理部

電話番号 03-5785-5202（土日祝日を除く 9：00 ～ 17：00）

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるプラザ・日本株マーケットニュートラル・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象としています。マザーファンドの受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定めた当ファンド以外の複数の証券投資信託がその信託を終了させることとなり、運用資産が大幅に減少して、当該マザーファンドの商品性を維持できなくなりました。

上記理由により、当ファンドの商品性を維持することが困難となりましたことから、信託約款第51条第1項の「やむを得ない事情が発生したとき」に該当すると判断し、信託期間を繰り上げて償還するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成25年2月7日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

該当事項はありません。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料参照。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

第2期計算期間末貸借対照表

貸借対照表

区分	第1期	第2期
	平成24年3月12日現在 金額(円)	平成24年9月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,872,054	5,765,997
親投資信託受益証券	110,805,329	132,361,165
流動資産合計	112,677,383	138,127,162
資産合計	112,677,383	138,127,162
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	129,402
未払受託者報酬	59,797	65,319
未払委託者報酬	897,606	1,033,483
その他未払費用	476,890	482,145
流動負債合計	1,434,293	1,710,349
負債合計	1,434,293	1,710,349
純資産の部		
元本等		
元本	112,156,594	136,259,677
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	913,504	157,136
(分配準備積立金)	-	34
元本等合計	111,243,090	136,416,813
純資産合計	111,243,090	136,416,813
負債純資産合計	112,677,383	138,127,162

議 決 権 行 使 書

プラザアセットマネジメント株式会社 行

〔私/当社〕は、平成 24 年 12 月 12 日付通知に記載の証券投資信託「日本株ヘッジファンド・オープン」の繰上償還に係る書面決議について、下記の通り議決権を行使いたします。

お名前または法人名	
ご住所	〒
お電話番号	
基準日（平成 24 年 12 月 11 日） 現在の上記ファンドの保有口数	_____ □
購入販売会社	
口座所属本支店名	
口座番号	

ご記入日	平成 24 年 12 月 日
繰上償還に対する賛否 (いずれかを で囲む)	賛 否

【ご注意】

- ・同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、行使期限に最も近いものを有効な議決権行使として取扱います。
- ・賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の表示があるものとして取扱います。
- ・議決権の行使期限は平成 24 年 12 月 26 日（委託会社必着）です。
- ・ご提出にあたっては、太枠内の記載事項をご確認いただき、漏れなくご記入ください。不備等により内容の確認ができない場合は無効とさせていただきます。
なお、委託会社は議決権行使書および買取請求に関する事務を処理するために、上記の受益者に関する情報を販売会社および受託会社との間で共有することがあります。

上記の通り相違ありません。

ご署名又は記名捺印（お届印）

印